

序章

良好な景観形成を 目指して



序章 はじめに

1 甲斐市の概況

本市は東京都心から 100km 圏、甲府盆地の北西部に位置し、県都甲府市の西側に隣接しています。市域は、南北に細長い形をしており、北西は北杜市、南は昭和町、東は甲府市、西は韮崎市と南アルプス市に接しています。

北部は、茅ヶ岳・曲岳・太刀岡山などの山々が連なる山岳地域で、昇仙峡をはじめ、豊かな自然環境と観光レクリエーション資源に恵まれています。中央部は、山麓に連なる丘陵地で、森林、水田や果樹園などが広がり、亀沢川や荒川の谷すじでは、棚田をはじめ里山と一体となった特色ある農山村集落が形成されています。南部は、茅ヶ岳の火山活動によってつくられた丘陵によって台地が延び、その他は釜無川左岸の平野部が広がり、市街地と農業地域で形成されています。

また、本市は、JR 中央本線（竜王駅・塩崎駅）、中央自動車道（双葉スマート IC）および中部横断自動車道（双葉 JCT）があり、国道 20 号、甲府南アルプス線、甲斐中央線など、県内の主要都市を連絡する道路網が整備されており、広域的な交通条件に恵まれています。

近年、本市の玄関口である竜王駅周辺が整備され、今後、新山梨環状道路北部区間の整備も予定されているなど、広域的な交通アクセス条件の更なる向上と新たな地域の発展が期待されています。

■ 甲斐市の広域的位置



2 景観計画の策定にあたって

(1) 景観計画策定の背景・目的・経緯

① 計画策定の背景

景観計画は、平成 16 年 6 月に制定された景観法に基づき、景観行政団体*が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。景観への意識が高まる中で、従来の自主的な条例による景観形成から、景観法を根拠とする景観形成への転換が求められています。

本市においても、優れた眺望景観、特色ある農山村景観、自然景観、歴史文化的景観を市民共有のかけがえのない財産・資産として守り、これらの景観の魅力をさらに高めていくとともに、良好な景観の創出に努め、地域の活性化につなげていくことが求められています。

本市では、平成 16 年 9 月の合併後、「第 1 次甲斐市総合計画」（平成 18 年 3 月）、「甲斐市都市計画マスタープラン」（平成 21 年 3 月）、「甲斐市緑の基本計画」（平成 21 年 3 月）を策定し、この中において一定の景観形成の方向性が示されています。また、平成 23 年 7 月 1 日に景観行政団体*となり、本格的に景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みをはじめました。

② 計画策定の目的

本計画は、「第 1 次甲斐市総合計画」に掲げる政策のひとつである「美しく風格のあるまちなみに彩られたまちづくり」に則して、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民の声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、土地の開発や建築物等の行為に関する一定のルール、実現に向けた取り組みなどを定め、景観に関する市民、事業者、行政などの協働の指針をつくることを目的としています。

③ 計画策定の経緯

景観まちづくりは、市民や事業者、行政などが協働で取り組むことが不可欠であるため、次の手続きにより、計画の策定を進めました。

まず、平成 23 年度に、本市の景観に関して、市民が日常生活の中で感じている意見や考えを広く把握し、景観計画や今後の景観行政に反映させ、本市の美しい景観づくりの資料とすることを目的に、景観市民アンケート調査を実施しました。

次に、市民に身近な実効性ある景観計画をめざし、市民と行政協働による景観まちづくりの機会とすることを目的として、計画立案における市民の検討組織「景観まちづくり市民懇談会」が発足しました。この懇談会は、平成 23 年度に市が実施した公募による幅広い年齢層、様々な職業の会員で構成され、平成 24 年 10 月に市民提案書「景観まちづくり市民プラン」をまとめ、市へ提案を行いました。

その後、この市民提案を踏まえて、庁内の検討組織である庁内検討会により、行政の立場から、所属部署の方針や所管計画との調整や景観計画の素案検討を行い、景観に関する有識者や関係団体からの推薦者、市民や関係行政機関の職員からなる策定委員会において、総合的な見地から計画案全体について検討と調整を行い、景観計画の原案をまとめました。

注) * 景観行政団体：景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。

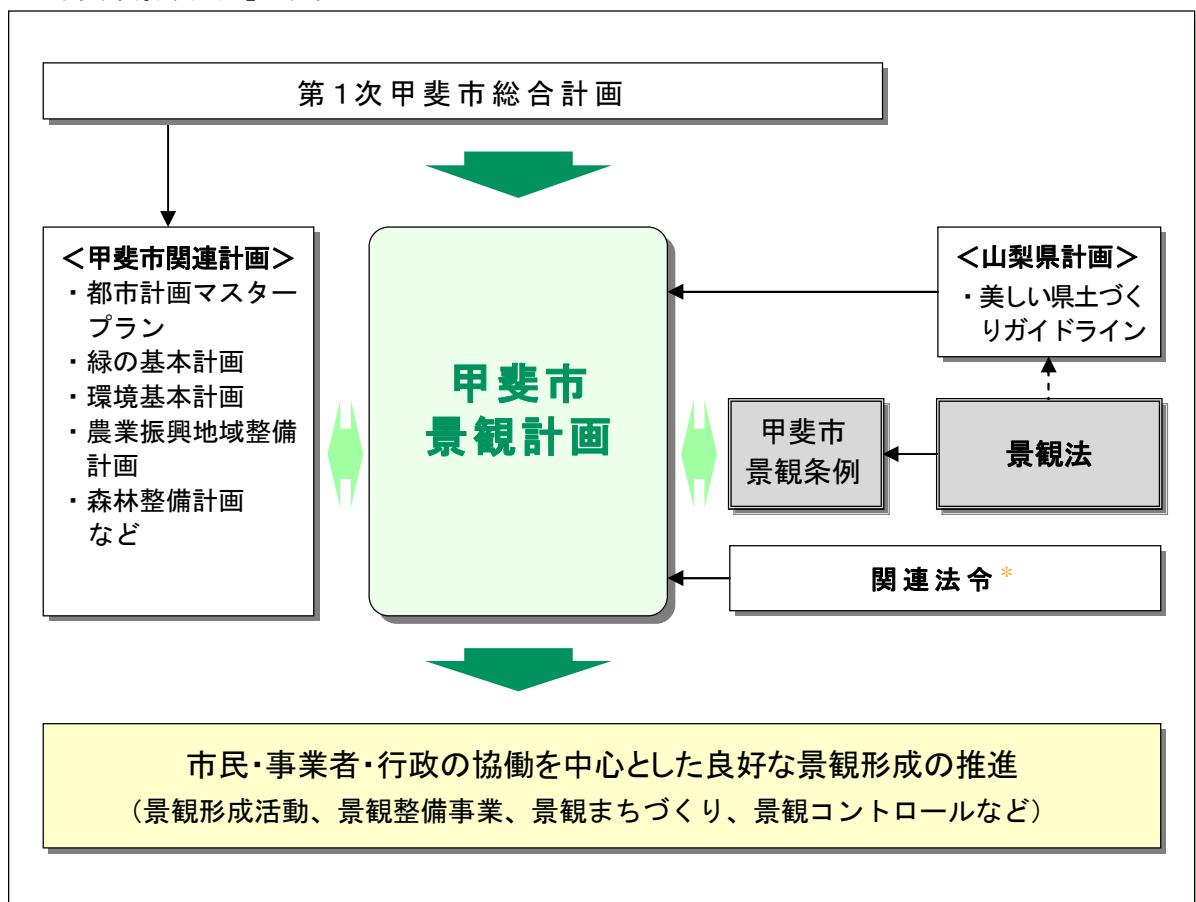
(2) 景観計画の位置づけ

「甲斐市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第1次甲斐市総合計画」に則した、本市の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。今後、市民が行う景観形成活動、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画を基に進めていくことになります。

そして、計画の実効性を高め、景観形成を推進していくためには、次に示す関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などの景観形成に係わる法令の活用を図ります。

また、今後は、社会・経済環境の変化および国や山梨県の上位計画・関連計画の改訂や市民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて適宜、計画の見直しや内容の充実を図ります。

■「甲斐市景観計画」の位置づけ



注) * 関連法令としては、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、農地法、森林法などの法律、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例、山梨県屋外広告物条例などの県の条例、甲斐市宅地開発行為等指導要綱などがあります。

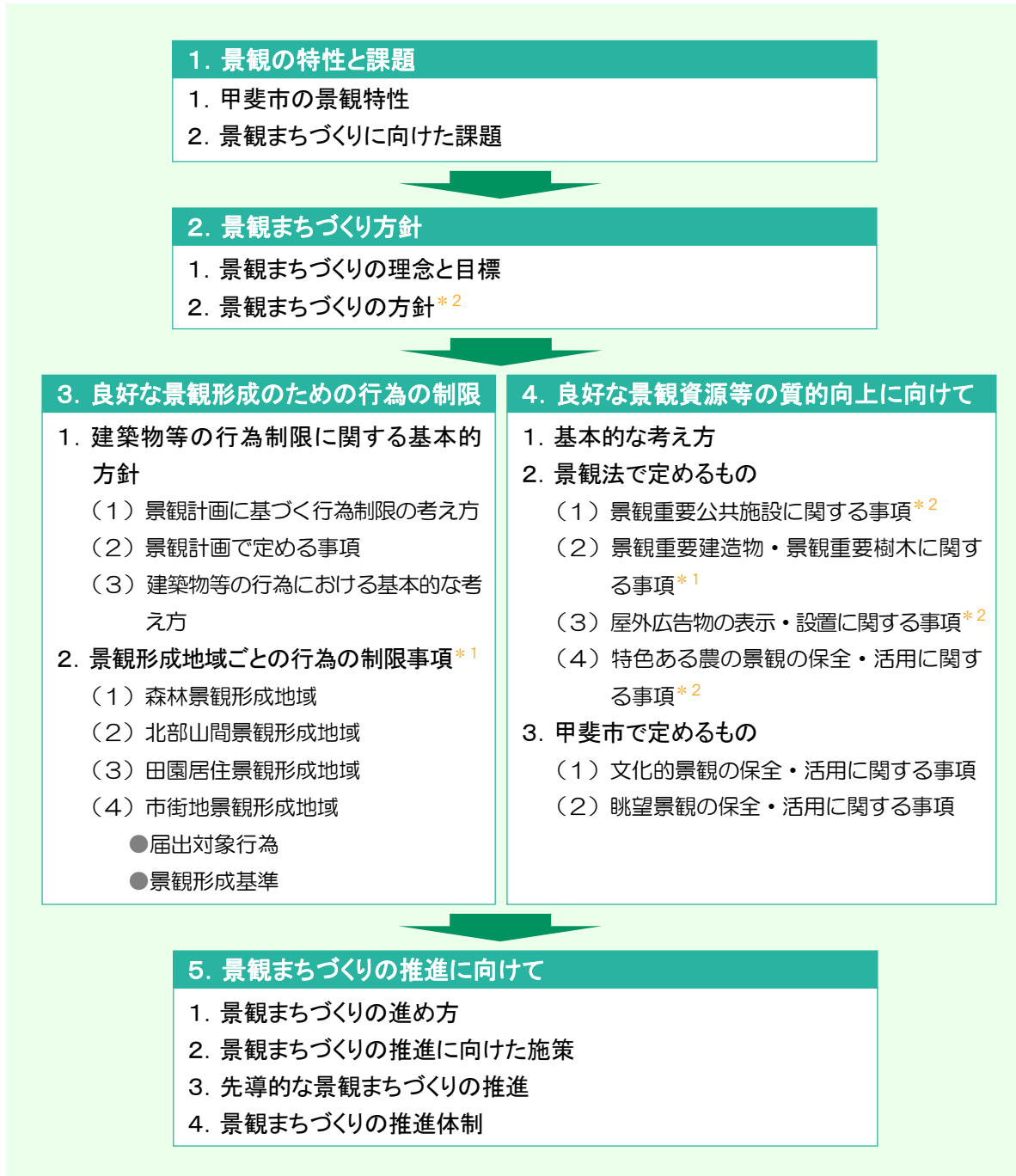
(3) 景観計画の区域

甲斐市は、北部の茅ヶ岳などの山々から南部の釜無川の沖積平野部までつながる標高差のある地形構造を土台に、山岳、森林、河川などの豊かな自然景観、優れた眺望、市街地景観や田園景観、農山村景観、歴史文化的景観など、それぞれの景観が重層的に重なり合い、一体となって地域固有の景観を形成していることから、甲斐市全域を景観計画区域とします。

(4) 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、市独自で定める任意事項も含め、次のとおり、大きく5つの内容で構成します。

■ 甲斐市景観計画の構成



- 注) ^{*1} 景観法に基づいて必ず定めなければならない必須事項です。
^{*2} 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。
^{*3} 上記^{*1}、^{*2}以外の項目は、任意事項で、本市独自のものとなっています。

